様式第２号（第３条関係）

上野原市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

※ 【誓約・同意事項】各項目のチェック欄（□）に「レ」を入れてください。

①「上野原市立中学校の部活動に係る活動方針」に準じた活動であるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※3

※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が　１１　時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

②上野原市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であり、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

□ 上野原市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であること

□ 競技力強化等の観点から選抜等を行わず、広域から生徒を集めるものではないこと

□ 参加を希望する生徒を広く受け入れること※1

※１　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等（参加費、保険料等その他の活動に参加するための、生徒が負担する費用をいう。）が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④　適切な指導の実施体制が確保されていること

□　地域クラブ活動において、指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□　上野原市教育委員会が定める研修を受講し、上野原市教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

□　持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※1

※１　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、上野原市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤　適切な安全確保の体制が確保されていること

□　生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（ＷＢＧＴ）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□　上野原市教育委員会、地域クラブ活動の団体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

□　保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

□　参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥　適切な運営体制が確保されていること

□　次の内容を含む規約等※1を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2

・　団体の目的
・　役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
・　総会の運営など団体の意思決定に関すること
・　会員の入退会、参加費等に関すること
・　予算・決算の審議・承認に関すること

□　公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□　営利を主たる目的とせずに運営すること※4

□　大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※１　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※２　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※３　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※４　上野原市教育委員会が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、上野原市教育委員会が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦所属生徒の在籍校との連携が適切に行われていること

□ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針※1、スケジュール※2等を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※3

□ 上野原市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、上野原市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2　学校部活動同様に、考査期間は活動を行わないなど、学校行事等について学校と情報を共有し、適切な活動スケジュールを設定すること。

※3　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

以上のとおり要件を確認しました。

年　　月　　日

上野原市教育委員会教育長　宛

団　体　名
代表者氏名